

特定非営利活動法人(NPO)『ピースプロジェクト』会員規約

(2015年6月改正)

この会員規約（以下「本規約」という）は、特定非営利活動法人『ピースプロジェクト』（以下「当法人」という）と、特定非営利活動法人『ピースプロジェクト』の会員（以下「会員」という）との関係に適用します。入会いただいた時点で、本規約を承認したものとみなします。

第1節 会員の種別

個人正会員（一般・学生）

個人準会員（学生）

法人正会員（法人・任意団体・公共団体）

第2節 総則

第1条（会員規約の適用）

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行います。また、当法人が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第2条（会員規約の変更）

当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。

第3条（用語の定義）規約において使われる語句について、次の各項に定義します。

1. 会員とは、当法人における全ての種別の会員の総称です。
2. 会員とは、当法人の目的及び趣旨等に賛同し、別に定められた年会費を支払い、当法人に入会を認められた会員をいい、総会での議決権があります。

第3節 入会申込等

第4条 (入会申込)

1. 入会を希望する方は、所定の『入会申込書』に必要事項を記入の上、理事長宛てに『入会申込書』を提出する必要がある。
2. 理事長は必要な審査を行った上で、当該入会申込者の入会の可否を判断し、本人にその結果を通知する。
3. 入会にあたっては、事前に次項の年会費を銀行振り込み等で行う必要がある。

入会金

個人正会員・個人準会員 金0円 法人正会員 金0万円

年会費

個人正会員 年額金1万円

個人準会員 年額金5千円

法人正会員 年額金10万円

尚、一旦納入された入会金及び会費は、いかなる場合にも返還致しませ。

第5条 (入会の成立)

1. 入会希望者は、申込書が受理され、入会許可を受けたのち、年会費が支払われた時点で当法人の正式会員とみなします。

第6条 (入会申込の拒絶)

1. 当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。
 - (1) 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
 - (2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
 - (3) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

第7条（会員資格有効期間）

1. 会員資格有効期間は、毎年4月1日～翌年3月31日迄の1年間とします。また、途中入会された場合でも、有効期限は、翌年3月31日迄とします（年会費は相当する月数分を徴収いたします）。
2. 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、入会を承認した日とします。

第4節 会員の権利

第8条（会員の権利）

1. 会員には総会での議決権があります。一個人・一法人につき1議決権です。
2. 会員は活動、事業に参加し、会報・レポート等の情報を受け、ホームページ等情報交換の場に参画できます。

第5節 入会申込記載事項の変更等

第9条（個人正会員の資格継承）

1. 個人の資格で入会した会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われます。第三者への資格継承はできません。

第10条（法人正会員の資格継承）

1. 法人の資格で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した法人正会員は、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。
2. 第6条（入会申込の拒絶）の規定は前項の場合についても準用します。
3. 法人が銀行取引停止、営業停止、民事再生法適用等において業務停止状態となった場合は会員の資格を失うものとする。

第11条（会員の氏名及び名称等の変更）

1. 会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。

2. 前項に規定変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとします。

第6節 会員資格の停止

第12条（会員資格の停止・除名）

1. 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決をもって当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または除名することがあります。この場合には、当法人は、当該会員に対し、支払済みの会費等の金員を返還しないこととします。
 - (1) 継続して12か月以上会費が支払われないとき
 - (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
 - (3) 当法人・他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
 - (4) 当法人・他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
 - (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - (6) 当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
 - (7) この会員規約に違反した場合
 - (8) その他、当法人が会員として不相当と判断した場合

第7節 会員資格の解除

第13条（会員資格の解除）

1. 会員は当法人に対し、書面で通知することにより、会員の資格を解除することができます。解除の効力は当該通知に指定された日時に生じるものとします。
2. 前項の規定により、会員資格が解除された場合、すでに支払済みの会費等の返還を受けることができません。

第8節 会員資格の継続

第14条（会員資格の継続）

1. 会員資格有効期間が満了する場合には、当法人の用いる方法により、継続のための案内を会員に通知します。
2. 会員資格は、当法人の定める方法による会費の払込み（前年度3月31日迄）が当法人に確認されることをもって継続されるものとします。

第9節 会員証の発行

第15条（会員証の発行）

1. 当法人は、会員に対し、会員の種別に応じて1枚の会員証を発行します。
2. 会員証の有効期間は会員資格有効期間内とします。
3. 当法人の活動、事業に参加する場合は会員証を提示してください。
4. 会員証は当該会員以外のものに使用許諾・貸与・譲渡・相続等を行うことができません。
5. 会員証は、当該会員が会員ではなくなった場合、当法人に返却するものとします。

第10節 商号及び商標等の利用

第16条（商号及び商標等の利用）

1. 当法人が定めた商号及び商標等を、利用する場合は、理事会の承認を経て、一定の利用料を徴収するものとします。

第11節 会員資格有効期間終了に伴う措置

第17条（退会）

会員は、文書による退会届（退会の意思表示が確認できるものであれば、様式は問いません）を理事会に提出して、任意に退会することとします。

第18条（措置）

1. 会員資格有効期間が過ぎ、当法人からの通知の後も、当法人が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた

場合は、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合はすみやかに清算することとします。

第 12 節 損害賠償

第 19 条（損害賠償）

1. 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。
2. 会員資格が解除された場合も、前項の規定は継続されます。

第 13 節 その他

第 20 条（規定の追加）

1. 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとします。

（附則）本規約は 2015 年 4 月 1 日より実施します。